

国立市立学校給食センター整備運営事業

実施方針（案）

令和 2 年 ● 月

国 立 市

目次

1.	特定事業の選定に関する事項.....	1
1-1	事業内容に関する事項.....	1
1-2	特定事業の選定に関する事項.....	9
2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
2-1	募集及び選定方法.....	10
2-2	募集及び選定の手順.....	10
2-3	入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	12
2-4	提案書類の取扱い.....	16
2-5	審査及び選定に関する事項.....	17
3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
3-1	責任分担に関する基本的な考え方.....	18
3-2	予想されるリスクと責任分担.....	18
3-3	本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	18
3-4	民間事業者における下請契約.....	18
4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	20
4-1	立地条件	20
4-2	施設要件	20
5.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	20
6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	20
6-1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
6-2	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
6-3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	21
6-4	金融機関と本市の協議（直接協定）	21
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
7-1	法制上の措置.....	21
7-2	税制上の措置.....	21
7-3	財政上及び金融上の支援.....	22
8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	22
8-1	議会の議決	22
8-2	入札に伴う費用負担.....	22
8-3	実施方針に関する問合せ先.....	22

資料 1 リスク分担表

様式 1 実施方針等に関する質問及び意見書

1. 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 本事業の目的

国立市では、第一学校給食センター・第二学校給食センターを設置し、市立学校に通う児童生徒の給食を40年以上にわたり安全に提供してきた。その一方で、両施設は経年により施設・内部設備ともに老朽化しており、現在において求められる衛生水準や機能と比較して、解決すべき問題が存在している。このことは国立市学校給食施設整備検討委員会や施設・整備性能診断調査結果でも指摘されており、将来にわたり全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を継続して提供するためにも、給食提供施設を更新する必要がある。

国立市立学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）は、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の考え方を取り入れた新たな学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備し、安全でおいしい給食を提供するものである。

なお、本事業を実施するに当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に実施するもので、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効果的な運営等により、児童生徒に喜ばれる、安全でおいしい給食の提供を目指し、あわせて長期的な観点で事業コストの縮減を図るものとする。

本事業においては、安全でおいしい給食の提供だけでなく、付加価値の創造を実現することも目指しており、平成27（2015）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の「貧困」、「飢餓」、「保健」、「教育」、「生産・消費」、「環境」といった学校給食と密接な関係にある分野の視点が必要となる。本事業はPFI手法を用いて、市と事業者がともに協力して事業を行うことが重要であり、給食の提供及び付加価値の創造においては、民間事業者のこれまで培ったノウハウやアイデアの提案を期待している。



(2) 事業の基本理念

本事業は、新たに一日当たり5,000食の調理能力を有する本施設を整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本理念を十分に踏まえ、実施するものとする。

①食の安全性の確保

学校給食衛生管理基準に適合するとともに、HACCP の概念を取り入れ、食材や調理したもの、食缶、食器等の流れや調理員等の人の流れについて、明確かつ厳密な管理区分を設ける等、徹底した衛生管理とリスク削減に努める。

②給食サービスレベル等の向上

保護者をはじめ、地域住民の学校給食に対する理解を深めるため、地産地消の取組、栄養指導等を強化し、一層の食育推進を行う。

また、児童生徒の身体状況を適切に把握するとともに、きめ細かな対応が求められ、食物アレルギーへの対応に当たっては、学校、保護者と十分な情報共有を図りながら、アレルギー原因物質の除去食の提供等を行う。

③労務環境および環境負荷への配慮

働きやすく快適な職場環境とともに、無駄のない効率的な作業空間の実現を図る。

学校給食センターは、公共施設としての位置づけから、地球環境にも配慮し、調理機器等の省エネルギー化、廃棄物の減量とリサイクルへの取組等、環境負荷の軽減等について十分検討した上で、設備の充実を図るものとする。

④市民・学校等と連携した給食づくり

現在、国立市では国立市立学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会、学校給食用物資納入登録業者選定委員会を通じて、保護者をはじめとした市民や学校等と連携した質と透明性の高い学校給食の提供を行っている。今後もこのような仕組みを維持し、市民が関わる透明性の高い給食づくりに取り組んでいく。

⑤付加価値の創造

学校給食以外の他事業と連携・協力を行い、学校給食提供以外の機能を付加することで、地域における新しいサービスの実施や財政負担の低減、施設の有効活用等につながる付加価値の創造が望まれる。

⑥学校給食を通じた食育の推進

食育は、子どもたちにとって心身の成長や人格の形成に大きな影響を与え、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。食についての理解を深め、望ましい食習慣を身に着けたり、食に関する感謝の念を育むために、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進する。

児童生徒や保護者をはじめとした市民に、学校給食について深く知っていただくため、施設見学や試食会の積極的な実施ができる施設となるとともに、献立の目的や食材の知識、食事のマナーなどの、情報発信を行う拠点の一つとなることが望まれる。

(3) 事業名称

国立市立学校給食センター整備運営事業

(4) 本施設の管理者の名称

国立市長 永見 理夫

(5) 事業の内容

① 事業予定地

所在 地：国立市泉 1 丁目 3-6

敷地面積：3,823.76 m²

② 事業概要

5,000 食／日の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

③ 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

④ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 7 月末日（15 年間）までとする。

⑤ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるよう、事業契約期間満了日の約 2 年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力をすること（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

(6) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ② 設計業務
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務

- ④ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 本施設の建設業務
- ② 廉房機器等の調達及び設置業務
- ③ 什器・備品等設置業務
- ④ 食器・食缶等の調達業務
- ⑤ 工事監理業務
- ⑥ 近隣対応・対策業務
- ⑦ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
 - ② 建築設備・廉房機器等保守管理業務
 - ③ 什器・備品等保守管理業務
 - ④ 食器・食缶等の更新業務
 - ⑤ 外構等維持管理業務
 - ⑥ 環境衛生・清掃業務
 - ⑦ 警備保安業務
 - ⑧ 修繕業務 ※
 - ⑨ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運営業務

- ① 開業準備業務
 - ② 檢収補助業務
 - ③ 給食調理業務
 - ④ 給食配達・回収業務
 - ⑤ 配送校内における配膳業務
 - ⑥ 洗浄・残滓処理等業務
 - ⑦ 食に関する指導の支援業務
 - ⑧ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。
- i) 調理食数の決定
 - ii) 献立の作成

- iii) 食材の調達
- iv) 食材の検収
- v) 檢食
- vi) 給食費の徴収管理
- vii) 食に関する指導

5) 自主事業（任意）

事業者は、以下の点に留意した上で、本市が許可した場合に限り、自主事業を実施することができる。なお、自主事業に関する提案は、本市に対して契約期間中いつでも行うことができる。実施に当たっての条件等の詳細については、入札説明書等において示す。

- ① 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や市民の健康増進等の市民サービスの向上に寄与するものとする。
- ② 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないような事業とする。
- ③ 施設整備や自主事業運営において主体事業である本施設の維持管理業務及び運営業務に影響を及ぼさないようにする。
- ④ 自主事業が許可を受けた内容と異なる場合、あるいは自主事業を継続することが不適当であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して自主事業を中止させることができる。
- ⑤ 施設内の設備類を利用した、調理作業を伴う収益事業を行う場合は、食中毒リスク防止のため、学校給食で提供する同一食材を使用すること。（夏休みなど学校給食を長期停止している場合は除く）
- ⑥ 自主事業実施に伴う全ての費用及びリスクは、事業者の負担であること。
- ⑦ 自主事業実施に伴い、事業者の新たな投資により形成された資産については、契約期間満了時において事業者の責任において撤去又は処分を行うこと。

（7）事業者の収入

1) 施設整備費

本市は、本事業において、本施設の引き渡し後、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。

2) 維持管理・運営費

本市は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価について、事業契約書に定める額を、事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

3) その他の収入

事業者は、自主事業を実施する場合、自主事業に係る売り上げを自らの収入とすることができます。なお、自主事業の実施に必要な経費や光熱費等は、全て事業者の負担とする。

(8) 施設使用料

本事業では、事業者が本施設を活用して自主事業を実施する場合は、施設使用料（以下、「使用料」という。）として事業期間終了時までの間、使用する施設面積等に応じた金額を、毎年度、事業者から徴収することとする。

使用料は、年額固定額+自主事業の売り上げの一部（変動額）を事業者から徴収することを想定しているが、固定費の金額・売上に対する割合については、事業者の提案とする予定である。

(9) 光熱水費の負担

維持管理業務及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減ができる限り図るように業務を実施すること。

(10) 事業スケジュール（予定）

- ・ 事業契約締結 令和 3 年 6 月
- ・ 事業期間 事業契約締結日～令和 20 年 7 月末日
- ・ 設計・建設期間 事業契約締結日～令和 5 年 6 月末日
- ・ 開業準備期間 施設引渡し日～令和 5 年 夏期休業末日
- ・ 運用開始日 令和 5 年 2 学期始業日
- ・ 維持管理期間 施設引渡し日～令和 20 年 7 月末日
- ・ 運営期間 運用開始日～令和 20 年 7 月末日

(11) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参考すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑪ 電気事業法
- ⑫ 騒音規制法、振動規制法
- ⑬ 学校給食法、学校保健安全法、食品衛生法
- ⑭ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - i) 東京都福祉のまちづくり条例
 - ii) 東京都建築物バリアフリー条例
 - iii) 東京における自然の保護と回復に関する条例
 - iv) 国立市まちづくり条例
 - v) 東京都情報公開条例
 - vi) 国立市情報公開条例
 - vii) 東京都個人情報の保護に関する条例
 - viii) 国立市個人情報保護条例
 - ix) 国立市文化財保護条例
 - x) 国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例
 - xi) 東京都環境基本条例
 - xii) 国立市緑化推進条例
 - xiii) 国立市都市景観形成条例
 - xiv) 東京都下水道条例
 - xv) 国立市下水道条例
 - xvi) 東京都給水条例

xvii) 東京都火災予防条例

- ⑯ その他関連法令、条例等
 - i) 国立都市計画谷保第一地区地区計画

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑪ 学校給食実施基準
- ⑫ 学校給食衛生管理基準
- ⑬ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ⑭ 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル、調理場における衛生管理&調理技術マニュアル、学校給食調理従事者研修マニュアル
- ⑮ 食に関する指導の手引
- ⑯ 学校環境衛生基準
- ⑰ 東京都グリーン購入推進方針
- ⑱ 国立市グリーン購入基本方針
- ⑲ 東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書
- ⑳ 「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準及び「宅地造成等規制法」の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の審査基準国立市環境基本計画
- ㉑ 国立市環境基本計画
- ㉒ 国立市域温暖化対策マニュアル
- ㉓ 国立市循環型社会形成推進基本計画
- ㉔ 国立市まちづくり条例施行規則
- ㉕ 国立市都市景観形成条例施行規則

- ②6 大規模行為景観形成基準
- ②7 その他関連要綱及び基準
- ②8 学校給食における食物アレルギー対応指針

1-2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めるところから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価落札方式による一般競争入札により行うものとする。

2-2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和2年7月●日	実施方針等の公表
令和2年8月上旬	実施方針等に関する質問及び意見受付締切
令和2年8月下旬	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表
令和2年9月上旬	特定事業の選定及び公表
令和2年10月中旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和2年10月下旬	入札説明書等に関する説明会、配達校見学会の開催
令和2年10月下旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和2年11月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和2年11月中旬	入札説明書等に関する個別対話
令和2年12月上旬	入札説明書等に関する個別対話結果の公表
令和2年12月上旬	参加表明書の受付締切
令和2年12月中旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和2年12月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和3年2月上旬	資格審査書類、入札及び提案に係る書類の受付締切
令和3年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和3年4月中旬	基本協定の締結
令和3年5月下旬	仮事業契約の締結
令和3年6月下旬	市議会の議決

(2) 事業者の募集手続等

1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

① 受付期間：令和●年●月●日（●）～●月●日（●）

② 受付方法：「様式1 実施方針等に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、8-3に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

2) 実施方針等に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、特定事業の選定時までに国立市公式ホームページにおいて公表する。

3) 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、令和●年●月●旬頃に、国立市公式ホームページ上で公表する。

4) 入札の公告及び入札説明書等に関する説明会、配達校見学会の開催

特定事業の選定を踏まえ、令和●年●月●旬頃に入札の公告を行い、入札説明書等を国立市公式ホームページ上で公表するとともに、その説明会及び配達校見学会を開催する。

5) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の受付期間、提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

6) 資格審査書類、入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和●年●月●旬頃に受け付ける。入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

令和●年●月●旬頃に落札者を決定し、国立市公式ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）と仮事業契約を締結し、国立市議会の議決を経た後に、本契約とする。

2-3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ①入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- ②代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤入札参加者は、業務の遂行において可能な限り多くの市内業者を登用すること。なお、「市内業者」とは、本店または支店が国立市内にある企業をいう。入札参加者が提出した提案書の評価に当たっては、市内業者の活用等について評価することを予定している。評価方法の詳細については、入札公告時に公表する落札者決定基準において示す。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

①設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c、d 及び e の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- c. HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等に

より HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

- d. 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。
- e. 平成 21 年 4 月以降に着手した学校給食センター又は集団調理施設（以下「学校給食センター等」という。）の新築若しくは改築工事の実施設計実績を有していること。

②建設業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については全ての企業が該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- c. 建築一式工事において、延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。
- d. 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値 P 点が 900 点以上（市内業者は 700 点以上）であること。総合評定値 P 点については、最新のものに限る。

③厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

- a. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が厨房であること。
- b. 平成 21 年 4 月以降に着手した学校給食センター等又は調理施設を有する学校の厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

④工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c 、d 及び e の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- c. HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- d. 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- e. 平成 21 年 4 月以降に着手した学校給食センター等又は調理施設を有する学校の新築若しくは改築工事の工事監理実績を有していること。

⑤維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業が該当すること。

- a. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

⑥運営業務を行う者

運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が該当し、b 及び c の要件は、少なくとも 1 社がいずれにも該当すること。

- a. 入札参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて本市に登録があること。
- b. HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

- c. 給食調理業務を行う者については、平成 21 年 4 月以降に学校給食センターにおいて調理業務の実績を有していること。

※国立市指名業者登録名簿に登録されていない者は、入札参加表明時までに電子証明書を取得の上、電子入札サービスへの登録を完了させておくこと。登録手続の詳細は行政管理部総務課契約係に問い合わせること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

- 次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。
- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
 - ③建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
 - ⑤民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
 - ⑥破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
 - ⑦参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、市から入札参加停止の措置を受けている者。
 - ⑧私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
 - ⑨法人及びその役員等が、国立市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 42 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。
 - ⑩本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所

- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 竹澤建築設計工房
- ・ 永井公認会計士事務所

⑪2-5に記載の国立市立学校給食センター整備運営事業PFI事業者評価委員会（以下「事業者評価委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

⑫最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

⑬入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者。

(4) 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを本市内に設立することとする。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPCの株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

2-4 提案書類の取扱い

① 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

② 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護

されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) 事業者評価委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する事業者評価委員会及び職員等で構成する国立市立学校給食センター整備運営事業に係る PFI 事業者選定府内検討委員会を設置する。両委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の評価を行う。

なお、事業者評価委員会の委員は、次のとおりである。

【事業者評価委員会 委員】

(敬称省略)

氏名	所属
安登 利幸	亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 教授
堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
林 立也	千葉大学 大学院工学研究科 准教授
林 薫	白梅学園大学 子ども学部 子ども学科 教授
井原 静香	令和元年度市立学校給食センター運営審議会委員
久保 麻理	令和元年度市立学校給食センター運営審議会委員
小林 理人	国立第二小学校 校長
久保 直子	市立学校給食センター 栄養士

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する。

3-3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

② モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

3-4 民間事業者における下請契約

① 下請け業者に対して、適正な契約の締結、代金の支払い、施工体制の適正化を徹底すること。

② 見積依頼書の提示及び明確な経費内訳による見積書の提出、適正な工期の設定、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、賃金の算定に当たっては、労働者の健全な生活が守られるよう適正な算定を行うよう努めること。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

- 本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。
- ① 事業予定地：国立市泉1丁目 3-6
 - ② 敷地面積 : 3,823.76m²
 - ③ 地域地区等：
 - i) 準工業地域（建蔽率60%，容積率200%）
 - ii) 日影規制
 - 5時間以上（敷地境界線からの水平距離5m～10m以内の範囲）
 - 3時間以上（敷地境界線から水平距離10mを超える場合）
 - 測定水平4.0m
 - ④ 土地の所有：定期借地（60年間）
 - ⑤ 接続道路：
 - i) 北東側道路8.0m（南第64号線）
 - ii) 南西側道路8.0m（南第65号線）
 - iii) 北西側道路8.0m
 - ⑥ 想定浸水深：0.5m以上～3.0m未満（2日間総雨量588mm）

4-2 施設要件

(1) 基本的考え方

本施設については、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCPに対応した設備の配置を基本とする。

(2) 構成要素

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

6-2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

6-3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

6-4 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

7-2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

7-3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができ
る可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けができるよう努める
ものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和2年9月定例市議会に、また、事業
契約の締結に関する議案を令和3年6月定例市議会に提出する予定である。

8-2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

8-3 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

東京都国立市教育委員会 教育総務課 教育施設担当

住 所：〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

電 話：042-576-2111（内線325）

F A X：042-576-3277

E-mail：sec_kyosomu@city.kunitachi.lg.jp

国立市公式ホームページアドレス <http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

資料1：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政 税制度 法制度 許認可の取得 遅延・失効 ※制度変更は法制度に含む。	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2		事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの	●	
4		本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●	
5		上記以外のもの		●
6		事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10		事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11	公的支援制度の獲得 ※制度廃止や条件変更等は法制度に含む。	上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14		本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16		事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
19		基準金利の設定時点までの金利変動	●	
20		維持管理、運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定する。	●	●
21	要求水準	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運営業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
22		上記以外のもの	●	
23		調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
24	物価変動	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		●
25		維持管理・運営期間中の急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	
26		上記以外のもの		●
27		事業者の事由によるもの		●
28	インフラ供給	本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
29		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
30		戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
31	募集・契約段階	入札関連書類の誤り	●	
32		募集費用	●	
33		事業者の応募費用		●
34		資金調達	●	
35		契約段階での資金調達の不調		●
36		本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
37		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
38		議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能	●	●
39	設計・建設段階	測量・調査	●	
40		民間事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
41		設計	●	
42		事業者の設計に係る契約不適合による費用の増大、工期の遅延など		●
43		地下埋設物	●	
44		土地の瑕疵	●	
45		建材費や人件費等の上昇	▲	●
46		工事費用増大		●
47		事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の費増大		
48		提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大	●	
49		工期遅延	●	
50		本市の事由による工期の遅延	●	
51		事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
52		施設損害	●	
53		本市の事由による施設の損害		●
54		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
55		工事監理		●
		一般的損害		●
		譲渡手続き		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
56	維持管理・運営段階	維持管理・運営費用上昇	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇(物価変動は除く。)	●
57		支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●
58		計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●
59		施設損害	事業者の事由による施設の損害	●
60			本市の事由による施設の損害	●
61			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	● ▲
62		施設瑕疵	建設の構造に補修を要する契約不適合が見つかった場合	●
63		施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用	●
64		配食数増減(需要変動)	本市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	● ▲
65			児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減	● ▲
66			食べ残し等による残渣の変動(本市作成の献立による影響を含む。)	● ▲
67		異物混入(食中毒)	本市が実施する業務に起因するもの	●
68			事業者が実施する業務に起因するもの	●
69			上記以外の第三者等の事由によるもの	● ▲
70		アレルギー対応	本市が実施する業務に起因するもの	●
71			事業者が実施する業務に起因するもの	●
72			突然的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	●
73		配送及び配膳遅延	本市の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者に生じた増加費用の負担	●
74			事業者の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者に生じた増加費用の負担	●
75			上記以外の第三者等の事由によるもの	● ▲
76	運搬費用増大	物価上昇、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●
77	食器等破損	本市が実施する業務に起因する食器等の破損	●	
78		事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		●
79		学校、児童生徒に起因する食器等の破損	●	
80	事業の中止・終了段階	事業の中止	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●
81			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●
82			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	● ●
83		性能	要求水準不適合による事業の中止に伴う損害	●
84		事業の終了手続	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害	●

●は主分担、▲は従分担を表す。